

# 医療・福祉問題研究会会報

NO. 139  
2018.7.17

## 2018年度 医療・福祉問題研究会総会

日 時： 8月19日(日) 午後1時～2時40分

会 場： 石川県社会福祉会館 4階中ホール(金沢市本多町3-1-10)

## 2018年度医療・福祉問題研究会 総会記念講演

日 時： 8月19日(日) 午後3時～5時 会場： 同上

テーマ： 『人間の尊厳と生活保障：福祉の原点を追究する実践と理論』

報告者： 北見 万幸 さん(横須賀市福祉部次長)

村上 慎司 さん(金沢大学人間社会研究域経済学経営学系)

長引く経済の低成長に加え、平均寿命の伸長や人口の少子高齢化の進展、家族形態の変化、そして人びとのライフスタイルや死生観の多様化といった社会・経済的変動に社会保障・社会福祉制度も対応することが求められている。こうした変革の時期においてこそ、改めて福祉の原点に立ち返り、人間の尊厳や人びとの多様な生き方を保障する制度のあり方を検討する必要があるのではないか。本記念講演会では、実践面と理論面からそれぞれ最前線でこの課題に取り組んでいるお二人をお招きする。

まず、北見万幸氏より、「ボーダー層支援から死後の課題まで：横須賀の破断面と尊厳の観点から」についてご講演頂く。横須賀市福祉事務所では、生活困窮者自立支援法が施行される10年以上前から「ボーダー層」の存在に気付き、対応してきた。また、2015年度から全国に先駆けて、自治体主導による終活支援事業にも取り組んでいる。ボーダー層支援から葬送までの課題と解決策を「尊厳」の観点からお話頂く。

そして、村上慎司氏からは、経済学者アマルティア・センによって提唱されたケイバビリティ概念に基づく理論的な観点から、生活保護における「最低生活保障」と「自立助長」を再検討し、今日の生活保護改正の問題点をお話頂く。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

『重度障害のある人の地域移行支援について』

金沢共同社会保険労務士事務所 加藤賀代子

近年、総会（の後の打ち上げ）と年末の例会（の後の忘年会）しか参加していなかった私がどうしても参加したいと思ったのが今回の「重度障害のある人の地域移行支援について」でした。

報告者は弁護士で、この取り組みの中心的役割を果たされた宮本研太さん、訪問看護師の所長として在宅生活を支えておられる高島久美子さんでした。

当事者である古込さんは、幼いころにデュシェンヌ型筋ジストロフィーを患い、わずか8歳で親元から離れて入院し、45歳（平成29年10月）までの37年間金沢市内の病院で過ごしてきました。長い入院生活の中で、古込さんは生きる意味を問いかけ、どこでどのように生活したいのかを具現化しようと、インターネットを駆使して、重度障害をもちながらも病院ではなく地域で暮らしている人たちが全国にいること、その人たちを支援している多くの人たちがいること、利用している制度がいろいろあること等々を調べ、自らアプローチをして関係を作り、その支援の輪が自分の周りにできるように想像もできないくらいの力を注いでこられた…のだと感じました。

今回の報告で印象的だったのは、地域移行を進めるにあたっての大きな課題は「入院している病院も古込さんの両親も退院に反対していたこと」だったと高島さんからお聞きしたことでした。私はそのとき「病気や障害そのものが退院の障壁となるわけではないのだ。」と思いました。では逆に、どういう条件が揃ったら重度の障害があっても地域生活が可能になるのでしょうか。今回の件では、あらゆる専門家、関係者を突き動かした古込さんの人生をかけた思い「自己決定」が最も重要だったのではないかと感じました。

報告後は参加者からの質問や意見も活発に行われ、重度訪問介護という制度利用は全国では石川県だけが利用者がおらず後進県でしたが、古込さんが県内初の利用者となったことも話題となりました。しかし、地域移行が実現するまでの外泊訓練等々は本人が入院中ということで在宅福祉サービスを利用できないため、支援者がボランティアで援助していたこと、重度障害のある人の住居の確保が難しいなど、今後の課題も見えてきました。

すっかり忘年会会員となってしまった私ですが、参加して本当に良かったです。約2年もかけて長期入院生活から地域でのひとり暮らしを実現させた取り組みは、今後はもっと当たり前の権利として実現していくことを願います。

「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」第13回 傍聴報告

大田健志

6月14日(木)、標記裁判の第13回口頭弁論が行われ、32人が傍聴しました。今回は、原告側より、「貧困」そのものの概念の変遷と生活保護基準の在り方について要約陳述が行われました。

貧困とは「あってはならない生活状態」という定義の下で、時代や社会保障や経済状態を背景に概念が変化。絶対的貧困、相対的貧困と変わる中で、現代の貧困観の根底には、「社会的排除」の概念がある。元々、1992年に欧州委員会が定義したのですが、日本における基準はEUの基準等を参考にして決定されます。生活保護基準部会としては、MIS (Minimum Income Standard) 調査を用いて最低生活費を推計。MIS 調査の手法としては、「一般市民による最低生活保護基準」を定義した上で、具体的な財、サービスの内容と購入頻度等について議論が重ねられました。結果として、衛生的・健康的であることはもちろん、「必要な情報、人間関係、娯楽、適切な働き方、教育、将来への見通しなどを手に入れられる環境が整っていることが必要である」という社会的排除概念と極めて整合性の高い定義が定められています。また、この定義を前提とした算出される最低生活費と現実の生活保護費については、東京都三鷹市を例に大幅に乖離していることも説明。現在の生活保護基準は、社会的排除の観点から見ると遠く及ばない水準にあること、実際に様々な手法を用いた計測からも明らかに不足しているのだと主張しました。

そして、今裁判の原告の生活実態を振り返ると、金銭的な問題で人付き合いが制限されていたり、電子レンジや掃除機といった現代における生活必需品も買えない状況にあります。つまり、原告らは「日々の生活水準において社会的に排除された状態」にあるのです。

そして、このような状況の最中に、さらなる総額160億円の生活保護費削減方針。現在の生活保護基準でも社会的排除に対応できていないどころか、戦前の絶対的貧困に戻ってしまっており、本件処分が取り消されるべきことは明白であると主張して閉じました。

次回の期日は9月20日(木)です。さらなる生活保護基準の引き下げが行われる中、傍聴の輪を広げ生活保護基準引き下げの問題点を広めていきましょう。



## ☆2018 年度総会記念講演・懇親会のご案内☆

日時：8月19日（日）18時～20時

会場：ぱぱろく木倉町店

（〒920-0988 石川県金沢市木倉町6-7）

会費：5000円（コース料理・2時間飲み放題付き）



参加をご希望の方は8月10日（金）までに下記へご連絡ください。

Email: [iskw\\_ota@doc-net.or.jp](mailto:iskw_ota@doc-net.or.jp)（幹事：大田健志）

### <今後の裁判についてのご案内>

・「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」

第14回口頭弁論

9月20日（木）13時30分～

・「年金引下げ違憲訴訟」第6回口頭弁論

10月23日（火）13時30分～

場所はどちらも金沢地方裁判所となっています。

ご都合のつく方はぜひ裁判傍聴にお越しください。

多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！



### <お知らせ>

医療福祉問題研究会 [Facebook ページ](#)を作成しました。

今後のイベントについての掲載について、ぜひシェアをお願いします！

